

令和3年度平群町介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会（第1回）

■日時 令和3年7月29日（木曜日） 午後2時～

■場所 プリズムめぐり 2階 会議室1・2・3

■出席者 松田美智子会長、澤田副会長、森委員、泉谷委員、福田委員、岡委員、岩崎委員、山本委員、中田委員、東山委員（10名）

■欠席者 なし

1. 開会

事務局（西岡）	本日は、大変お忙しい中、ご出席頂きまして誠に有難うございます。 それでは、只今から、「令和3年度 第1回 平群町介護保険運営協議会並びに地域包括支援センター運営協議会」を始めさせていただきます。 初めに、開会にあたりまして、西脇町長よりご挨拶を申し上げます。
---------	---

2. 挨拶 ～ 4. 委員紹介

町長	本日は公私ともにお忙しい中、またお暑い中介護保険運営協議会並びに地域包括支援センター運営協議会にご出席頂きありがとうございます。平素は皆様方には、平群町の福祉行政に格別のご協力、支援を賜りお礼申し上げます。また委員改選にあたりまして、委員の皆様には快くお引き受け頂きまして誠にありがとうございます。 本年度につきましては、第8期の介護保険事業計画の初年度となります。第8期の介護保険料につきましては、基金を3億円取崩し介護保険料の抑制を図ってきたところであります。 さて、ご承知のように介護を社会全体で支える介護保険制度が始まり21年が経過し、その間本町におきまして、令和3年6月末現在で高齢化率が38.1%となっており、3人に1人以上の方が高齢者となっております。今後団塊の世代の方が75歳を迎える2025年には、更なる後期高齢者の増加が見込まれます。高齢者の方が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように介護だけでなく医療、生活支援、住まいを一体的に提供されることが求められており本町におきましても地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいるところでございます。また、新型コロナウイルスの影響による自粛生活で、身体機能の低下が一層進むことが危惧されており、介護予防に取り組む重要性が増している中、本町ではかねてより課題であった外出支援について本年10月より高齢者の閉じこもり防止などの介護予防の観点から、高齢者の日常生活に必要な新たな交通手段としての平群町デマンド型乗合タクシー事業の実証運転に向けて現在取り組んでいるところでございます。 また、新型コロナウイルスに関するワクチン接種状況についてですが、高齢者につきましては1回目が約91%、2回目が約89%であり、概ね接種を希望された方への接種が終了した状況でございます。今年度は第8期平群町介護保険事業計画の初年度となりますが、今後におきましても様々な観点から高齢者を支える取組を推進し、より良い介護保険制度として運営できるよう委員の皆様のご意見を賜りながら本協議会を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様には第9期の事業計画を今後検討していただくことになるわけでございますが、3年間大変お世話になります。今後とも適切なご指導ご教示を頂きますようお願いを申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。
----	---

事務局（西岡）	有難うございました。続きまして、委嘱状の交付を行います。委嘱状の交付につきましては、委員を代表して、第 1 号被保険者代表の森委員に交付をさせて頂きたいと思っております。森委員、町長の前までお進み頂きますようお願い致します。
町長	（委嘱状の交付）
事務局（西岡）	有難うございました。尚、委員の皆様の委嘱状につきましては、机置きをさせて頂いておりますので、ご確認の程、宜しくお願い致します。 続きまして、本日、ご出席の委員の皆様について、事務局よりご紹介をさせて頂きます。 （委員紹介） 以上の委員の皆様でございます。 次に、事務局側の紹介をさせて頂きます。 （事務局紹介） どうぞ、宜しくお願い致します。
5. 役員の選出	
事務局（西岡）	続きまして、役員の選出を行います。 役員の選出については、平群町介護保険運営協議会規則 第2条により、「協議会に会長 1 名、副会長 1 名を置くこととなっており、会長及び副会長は、委員の互選により定める。」とされております。また、平群町地域包括支援センター運営協議会におきましても、設置要綱により、「介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。」とされておりますが、どのように選出させて頂いたらよろしいでしょうか。 （事務局に一任の声あり） 有難うございます。 事務局一任の声がありましたので、事務局としましては、会長には、前回・前々回に会長をして頂いておりました、天理大学教授の松田美智子委員に、副会長には、認知症対策にも経験豊かな平群の里の澤田洋太委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。 （異議なしの声あり） 有難うございます。それでは、会長に松田委員、副会長に澤田委員、宜しくお願い致します。会長・副会長席へ移動をお願い致します。 それでは、役員を代表しまして、松田会長より一言ご挨拶をお願い致します。
松田会長	天理大学の松田美智子と申します。色々と行き届きませんが、どうぞご協力のほど宜しくお願い致します。
事務局（西岡）	有難うございました。 尚、西脇町長につきましては、公務の都合上、ここで退席をさせて頂きます。
6. 議事 ①平群町介護保険運営協議会等の概要について	
事務局（西岡）	それでは、議題に移りたいと思います。 議事進行について、松田会長、宜しくお願い致します。
松田会長	それでは、本日の議事に入ります。 まず初めに、『介護保険運営協議会』から始めたいと思います。 「①平群町介護保険運営協議会等の概要について」、事務局より説明をお願いします。
事務局（浅井）	福祉子ども課の浅井です。資料 1 について説明致します。 － 平群町介護保険運営協議会等の概要について説明 － 資料 1
松田会長	有難うございました。只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見等はありませんか。質問等が無いようですので、次に、「②平群町介護保険事業等の状況

松田会長	について」、事務局より説明をお願いします
6. 議事 ②平群町介護保険事業等の状況について	
事務局（大森）	福祉こども課の大森です。資料2について説明致します。 － 平群町介護保険事業等の状況について説明 － 資料2
松田会長	有難うございました。只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見等は ございませんか。
森委員	この資料を読んで、多くなった、少なくなったなど記載されているが、役場として多 くなったのは、こういう理由で、少なくなったのはこういう理由で、などが記載されてお らず、根拠が分かるところは提示して頂ければ読んでいてわかりやすいと思います。 質問ですが、1ページ目上段のグラフにおいて年度ごとの推計と実績を書いてあるが、 令和2年度の推計は令和元年度時点における推計ということでしょうか。
事務局（大森）	平成30年度から令和2年度までが第7期計画の期間となっており、第7期計画を策定 する平成29年度時点において見込んだ推計値を記載しております。
森委員	認定者数が増えているが、新規が増えているのでしょうか。新規の方がどのような割合 で増えているのか分かるのでしょうか。また、数は少ないと思うが第2号被保険者の 方はどのくらいおられるのでしょうか。その他、区分変更申請の割合や、申請の結果、 非該当となった割合はどのくらいおられるのでしょうか。
事務局（大森）	新規申請の数値については、直近2年の数値ですが、令和元年が290件ほどであつた のが、令和2年度には300件超えており、微増している状況です。 続いて第2号被保険者で認定を受けられている方がどれくらいいらっしゃるかという ご質問ですが、今回お配りしている資料2ページの認定者には含まれておりません。6 4歳以下で要介護認定を受けるには所定の特定疾病をお持ちの方であることが要件と なっていますが、20名ほどいらっしゃいます。どのような特定疾病をお持ちの方が多 いかといいますと、脳血管疾患の方が半分弱です。2番目に多いのが癌で、約25%ほ どです。その他はパーキンソン病、関節リウマチ、糖尿病性疾患などです。 続いて、区分変更申請をされる方の割合がどのくらいかという点ですが、まず介護認定 申請をされる分母については、年度によって多少異なりますが1,000件から1,000 件弱ほどで推移しております。その内、区分変更をされる方の割合は、令和2年度では 約19%、令和元年度は分母の全申請件数が多かったことから約13%となっております。 非該当の方については、現在資料がなく後日お答えさせていただきます。 (非該当の方は、令和2年度は29件、令和元年度は14件です。)
森委員	3ページ下段のサービス受給率の表ですが、平成29年度において総合事業への移行が 始まったことによって、受給率が77.8%に低下しているが、また翌年度から増加して おり、低下が一時的なものになっているが、本来総合事業への移行が始まってサービス がそちらへ移行すべきところ、元の木阿弥みたいに戻ってきている。総合事業が始まっ て緩やかに増えるように思うが、どうしてでしょうか。

事務局（大森）	平成29年度の総合事業の移行後、翌年度から受給率が増えているという事についてですが、要因について分析できておりません。申し訳ございません。
松田会長	少しよろしいでしょうか。先ほどの質問で、新規申請の割合について少しずつ増えているという事でしたが、おそらく今お持ちの数値については、純然たる新規だけではないですね。いったん有効期限が切れたのちに申請された方も新規として数えているのではないのでしょうか。
事務局（大森）	ご指摘いただいた通り、有効期限が切れたのちに再度申請される方も新規として計上しております。
森委員	続いて4ページの介護状態区分の維持及び改善というところについて、改善された方の人数等が書いていますが、改善された要因というのがよくわからないのです。認定を受けて区分が下がったらすぐに区分変更申請を出す方もいらっしゃいます。例えば、要介護から要支援になって、送迎サービスが使えなくなるからすぐに区分変更を出すなどです。そういう方も改善として取ってらっしゃるのか。あるいは、入院していて、入院中は行動制限があるから、例えばトイレも自分で行けないから介助が必要となる。また、薬も自分で飲めないから、看護師が飲ませていて介護の認定調査票上では一部介助となる。おのずと改善されます。そこで、そういう通所サービスを使って状態が改善されているのか。人数だけでなく、内容も精査してもらえればどうかと思います。なぜ改善しているのか、そうすればどういうサービスをすれば改善するのかが分かるから、もう少しそのあたりを分析してもらえればと思います。年寄りは大体现状維持か、悪くなっていくのが多いから、良くなっていく場合はそのあたりを分析して頂ければと思います。
松田会長	事務局何かコメントございますか。
事務局（大森）	確かなデータに基づいた要因分析についてはできていないというのが現状でございます。保険者機能強化推進ということで2017年頃から、保険者である市町村に対して、要介護認定や介護報酬の給付といったことだけでなく、ケアマネジャーの方々と共に要介護者の自立支援や重度化防止についても取り組んでいく、ということが国の方針で示されたことにより、要介護2以下の軽度者の人数について把握する必要があることから、資料にて提示しております介護区分の維持改善の状況について数値としては掴んでいるというところですが、その中の個別に、入院直後に認定を受けた方が時間の経過とともに介護度が改善した方がどのくらいか、あるいは、こういったサービスを利用されたことで改善された方がどのくらいか、というような詳細な要因分析まではできていないというのが現状です。
松田会長	補足してよいでしょうか。2期ほど前にこの資料を作っていただくよう提言したのは私で、事務局も担当が変わっているのでご存じないかもしれませんが、森委員がおっしゃる質問の趣旨もよくわかるんですけども、まず、この資料は介護保険のサービスを利用することでどのくらい軽減しているのかについて、軽度者の区分をその取っ掛かりにすることで、この表を2期くらい前に作っていただくようお願いして作っていただいております。なかなか個別のことまで、1つ1つの分析までは無理だと思います。複合的

松田会長	な要因があっっておそらく改善したり、改悪したりと経過がある。で、今後分析していくことは必要ではあると思います。介護保険が本当に有効に機能しているかどうか検証していくことは有効だと思います。ですが、すみませんがここでは全体的な動向の説明を中心にいきますので。おそらく手元に資料もないと思いますし、個別の状況の質問等は控え頂けたらと思います。時間の制限もございますので。ほかにご質問ございますか。
森委員	次の会計決算の総務費についてですが、介護保険運営協議会費が令和2年度決算と令和元年度決算で大きく差があるのは何故でしょうか。
事務局(大森)	7ページ歳出の決算額、介護保険運営協議会費が令和元年度は74,800円で、令和2年度が358,000円へと増えている要因ですが、令和2年度では令和3年度から始まる第8期計画の策定にあたり、委員会を多く開催していることから委員の方への報酬費などが増えていることが要因であります。
森委員	続いて8ページですが、令和元年度から令和2年度にかけて、他のサービスに比べると施設サービスの伸び率が高くなっていますが何か要因があるのでしょうか。
事務局(大森)	8ページの上のグラフにおける黄色の箇所ですが、令和元年度が約4億7千万円で、令和2年度が約5億5千万円と大きく伸びているのがなぜかということですが、入所される方が増えたことおよび、入所者の介護度が上がったことにより報酬単価が上がったことが要因と考えられます。年間延べ利用者数としては、令和元年度が年間およそ1800人に対し、令和2年度がおよそ2000人と200人ほど増えており、月当たり約20人の利用者増となっております。どの施設にどれだけ増えているかということまでは把握しておりません。
森委員	次12ページですが、通所サービスよりも介護予防訪問リハビリテーションとか訪問系のサービスが増加しています、とだけ書かれているが、なぜ訪問系のサービスが増えているかの要因はどうでしょうか。
事務局(大森)	コロナ禍になったことにより皆様外出控えになったかと思います。そのことから、集団の場所へ出ていくという事よりも、来てもらって感染を予防したいという思いが働いているのではないかと考えております。
松田会長	たぶんこの介護予防訪問リハビリテーションとかが増えているのは、医療保険制度の改正の影響もあるのではないのでしょうか。医療保険において制限が厳しくなり利用できなくなったから、介護保険に流れてきているという理解があると思いますが、東山委員(介護老人保健施設) どうでしょうか。
東山委員	【うなずく】
森委員	聞いたところによると、通所の介護予防のリハというのは、個別対応ではなくて、集団対応になっているから、要介護の人が要支援になって、また区分変更申請を出されるのは、要するに個人個人に対応してほしいというのがあって、サービスの仕方が違うということも聞いています。
松田会長	ほかにご意見やご質問のある方いらっしゃいますか。
森委員	普通徴収の26ページなんですけど、普通徴収の徴収率の比較で、令和元年度と令和2年度とで少し改善しているのは、やはりそれだけ役場のほうが徴収に力を入れたという事

森委員	でしょうか。
松田会長	事務局何か回答ありますか。
事務局（浅井）	令和2年度に関しましては、もちろん滞納の件数が少ないという事もあるんですが、役場のほうで差し押さえをさせて頂いておりますので、その影響かと思います。
松田会長	よろしいでしょうか。
森委員	27ページの真ん中のグラフですが、段階別の滞納者で第7段階の方がすごく多くなっているのはどうしてでしょうか。
事務局（浅井）	第7段階の方の母数が多いのが理由かと思います。各段階、同じ率で滞納する方がいらっしゃると、必然的に第7段階に滞納者が多くなっていると考えられます。
森委員	第7段階の方は特別徴収ではないのでしょうか。
事務局（浅井）	第7段階の方でも、何らかの事情で年金から天引きできず、普通徴収となっている方もいらっしゃいまして、年金を担保に融資を受けている方など、そういう方は年金からの特別徴収ができないのです。
森委員	以上です、ありがとうございました。
松田会長	ほかに何かご意見等ありますでしょうか。 無いようですので、次の議事に進んでまいりたいと思います。平群町地域支援事業について事務局から説明をお願いします。
6. 議事 ③平群町地域支援事業について	
事務局（神谷）	福祉こども課の神谷です。資料3について説明致します。 — 平群町地域支援事業について説明 — 資料3
松田会長	有難うございました。只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見等はございませんか。
森委員	2ページの介護給付等事業費適正化事業について、アンケートを4回送付して人数等の記載がありますが、アンケートの内容がどうであったのでしょうか。 また、役場のほうで、ケアマネジャーさんのケアプランのチェックをして必要なサービスが提供されているか確認するという事を、昔はすることになっていたと思うのですが、今もされているのでしょうか。
事務局（大森）	今ご質問頂いている、介護給付費用適正化事業について、年間延べ人数等を記載しているところですが、この事業の内容についてですが、アンケートではなく、ご自身が利用された介護サービスの内容を把握していただくためにお送りしています。目的の一つとして、介護事業所あるいはケアマネジャーさんが、実際には利用されていない介護サービスの費用を請求していないかという事の確認をしていただくためです。もう一つは、実際にはなかなか難しいところですが、利用者の方のご自身が利用されているサービスの内容を把握していただいて、今後のサービスの利用の仕方を検討するためのきっかけとなるようお送りしております。ですので、アンケートをとる、あるいは何かしらの返信を求めているということではございません。
森委員	ケアプランについて、役場で抽出してケアプランの検討やチェックはされていますか。

事務局（大森）	各利用者の方のケアプランの是非等について、例えば A さんについてのケアプランについて適正であるかどうかのチェックをしているかというご質問だと思いますが、全数はしていませんが、昨年は新型コロナの関係で減っておりますが、通常ですと年に3～4回ほど、任意で抽出した居宅介護支援事業所に対し、利用者の方のケアプランを提示していただいて、なぜその利用者の方にこのサービスが使われたのかなど、サービス内容が適正であるかについて伺ってチェックする場を設けております。
松田会長	他ご質問ございますか。
岡委員	ちょっとお伺いしたいのですが、令和3年度の会食サービス事業について、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止されましたが、令和3年度も例年と同じようにされるということですが、コロナウイルスの蔓延防止対策がどのくらい進めば再開するという考えなのでしょうか。それから令和3年度の会食サービス事業にどれくらい予算を立ててらっしゃるのでしょうか。
事務局（大森）	2ページの下から二つ目、会食サービス事業のご質問ですが、こちらは高齢者の方で引きこもりがちな方といいますが、普段なかなか人と接する機会が無い方に対してお食事の場を提供して、社会との繋がりを持っていただくという事業を実施しておりますが、昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止いたしました。令和3年度予算額についてですが、令和2年度と同様に70万円程の計上であったかと思いますが、正確な数値が現在持ち合わせがございませんので改めてご報告させていただきます。 (令和3年度予算額：68万1千円)
岡委員	今年度はどういう状況になれば再開するのでしょうか。
事務局（大森）	再開する基準については、現在検討中で明確に定めてはおりません。
岡委員	基準が決まっていないのに再開なんてできないじゃないですか。例えば令和3年度はワクチン接種率が全体でみて、例えば60%超えとか、2回接種が70%を超えとか、そういう具体的なものが無ければ再開できるかできないかわからないでしょ。やらない、おそらくできないだろうというなら分かりますが、基準位は作ってほしい。
松田会長	基準については、ここで決められないと思いますので、また検討して頂けますか。他にご意見ございませんでしょうか。無いようですので、次の議事の平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に進みたいと思います。こちらは地域公共交通担当の総務防災課から説明をお願いします。
6. 議事 ④平群町デマンド型乗合タクシー運行業務について	
事務局（吉田）	総務防災課の吉田です。資料4について説明致します。 － 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務について説明 － 資料4
松田会長	有難うございました。只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見等はありませんか。
泉谷委員	利用料金ですが、一人300円と設定されているという事ですが、例えば全盲の方や車いすの方など介助が必要な方の場合でも、一人300円ということでしょうか。
事務局（吉田）	そういった場合でも介助者は一人300円ということですので宜しくお願いします。

泉谷委員	それはどうしてそういった形で考えられたのでしょうか。
事務局（吉田）	まず、この事業に対しまして我々は、既存の公共交通を第一に考えております。バスに乗れる方はバスに乗っていただく、そして今お話しいただいたように介助者が必要な方については基本的には今まで通り介護タクシーなどを利用していただくということです。今回このデマンド型乗合タクシーについては、幅広くフレイル状態であったり、そういった方が一人でも多く利用して頂けるように乗合タクシーとなっておりますので、普通のタクシーとは違まして乗合形式となっております。そういったことで、一人の介助者でも300円ということをお願い致します。
泉谷委員	ありがとうございます。それと、登録をしたら、上限何回といった回数はあるのでしょうか。一人で何回でも使っていいという事でしょうか
事務局（吉田）	はい。我々としてもこの事業は初めてなので、どれだけのニーズがあるかなどまだ予測できないところがありまして、最初の実証運行の間は、一人につき一月4回という制限を設けようかなと考えております。
松田会長	ありがとうございます。基本的にこれは介護予防の施策という趣旨ですよ。ですので、もちろん重度の方でも利用していただいてもいいんですけども。ほか何かご意見ございますか。
事務局（松本）	少し補足で説明をさせて頂きたいと思います。先ほど吉田主幹のほうから月に4回ということで説明がありました。これは予約が4回という意味で、月に4回まで予約を取って頂けます。例えば4回予約をとって1回使って頂きましたら、また次の予約、4回目の予約は取れるという事です。ですので、月に乗れる回数を制限しているというわけではなく、月に何回でも乗って頂けます。ただ、予約は4回ということでございます。
松田会長	4回分しか予約はできないよ、ということですね。極端な話、毎日分の30回を予約することはできないということですね。ほかにご質問ございませんか。 つまらない質問かもしれませんが、運転免許返納者で65歳以上であれば使えるということですよ。この運転免許返納者であることの証明書ってどこかで出してもらえるのでしょうか。
事務局（吉田）	運転免許返納の証明書ですが、警察へ届けて頂いたら証明書が発行してもらえます。
松田会長	免許返納したことを警察に届ければその証明書がもらえて、それがあれば利用できるということですね。ありがとうございます。ほかに質問ございますか。
岡委員	大変良い制度なので、確実に実施してもらいたいです。利用者登録の電話をしたときに、あなたはだめですよ、というのは例えばどんなケースでしょうか。そんなケースはないと考えていいのでしょうか。
事務局（吉田）	今のご質問ですが、あなたは登録できませんというケースは我々もあまり考えておりませんので、一人でも多く登録してご利用頂けるように、このフレイルチェック表の簡単な質問にお答えいただいて、該当していれば登録するという形でしていきたいと考えております。
岡委員	ありがとうございます。フレイルチェックは5項目のうち1つ該当すればよいということでしょうか。

事務局(吉田)	5項目で複数項目該当すれば、ということでご理解頂ければと思います。
福田委員	運転免許を返納した人であれば、フレイル状態であるかは関係なく誰でも、健康な状態であっても登録できるという事でしょうか。
事務局(松本)	はい。委員のおっしゃっていただいた通りです。運転免許証を返納しておられたら対象となります。
福田委員	例えば私が免許証を返納して、申請したら登録できますでしょうか。
事務局(松本)	はい。65歳以上の方で免許証を返納しておられたら、対象となるということでご理解をお願い致します。
東山委員	この乗合タクシーで朝お迎えに行って、病院までとか、お買い物で使う場合とかですが、その帰りについてはどうなるのでしょうか。帰りは歩いて帰るという事でしょうか。
事務局(吉田)	お帰りの時間が分かっている場合は事前にご予約いただいて、分からない場合は帰る時点でご予約いただくということでお願い致します。
松田会長	時間が読めない場合は、用事が終わった時点で予約をすれば良いということですね。すぐに来てもらうのは無理だけでも。
事務局(吉田)	はい。ご利用の30分前までは予約して頂けますので。
松田会長	ほかにご意見ございますか。 無いようですので、本日の介護保険運営協議会の議事は終了しましたので、引き続き地域包括支援センター運営協議会に移りたいと思います。
6. 議事 ⑤平群町地域包括支援センターの運営状況について	
松田会長	⑤平群町地域包括支援センターの運営状況について、事務局より説明をお願いします。
事務局(兼田)	地域包括支援センター兼田です。資料5について説明致します。 — 平群町地域包括支援センター運営状況について説明 — 資料5
松田会長	有難うございました。只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見等はございませんか。
森委員	1ページ目の総合相談支援で、平成30年度までは5,000件程で、令和元年度からは半分の2,500件と減少している理由はどうしてでしょうか。
事務局(兼田)	令和元年度になる前に、平成30年度の年度末に相談件数のカウントの仕方を、再検討したことによります。平成30年度までは、相談ではなくて認知機能の低下された方が何度も来られて同じことを繰り返しお話しされるということも、一応相談件数の中に入っていたんですが、中身として相談内容があるものを相談業務の件数としてカウントすることとしたためにこのような件数となっております。
森委員	2ページ目のところなんですけど、総合相談支援業務や権利擁護業務について延べ件数で記載されていますが、実人数については分かりますでしょうか
事務局(兼田)	実人数については今ここでは分かりません。申し訳ございません。
松田会長	ほかにご意見ございますか。無いようですので、7番目のその他に移りたいと思います。
7. その他	
松田会長	今回は初めての協議会になりますので、本日の議事の他に何かご質問とか聞いておきた

松田会長	いこととか皆様ございませんでしょうか。無いようですが、事務局からは何かございますか。
事務局（浅井）	事務局から、皆様のお手元にある黄色の第8期の介護保険事業計画について簡単にご説明させて頂きたいと思います。 － 平群町介護保険事業計画 高齢者福祉計画について説明 －
松田会長	ありがとうございました。只今の説明に対し何かご質問等ございますか。この第8期の介護保険計画を初めて手にされた方もいらっしゃると思いますので、また持ち帰ってご一読頂ければと思います。 他に質問も無いようでしたら、本日の議事は以上になります。進行を事務局にお返しいたします。皆様ありがとうございました。
8. 閉会	
事務局（西岡）	松田会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆さん、長時間にわたり、慎重にご審議頂き、またご意見頂き有難うございました。先ほど説明がありましたように年2回の運営協議会を予定しておりますので、次回は来年2月頃を予定しておりますので、また日程が近づきましたら案内をさせて頂きたいと思います。 それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回平群町介護保険運営協議会並びに地域包括支援センター運営協議会を終了させて頂きます。 本日は、どうも有難うございました。

閉会 午後3時55分